

特定非営利活動法人国際交流計画機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人国際交流計画機構という。
なお、英文では、Global Interaction Plan、略称を、GIPとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区白山一丁目33番19-1001号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、国内外を問わず実社会で活躍できる次世代の人材を輩出するため、活動の一環として、学術・文化・芸術・教育・スポーツ・医療分野等に関する交流事業、人材育成事業、普及啓発事業及び同じ目的を持つ多くの方々との連携事業を行い、社会教育の推進を図ることで、国際協力の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 国際交流分野における文化交流サポート事業
- (2) 国際交流分野における青少年育成・人材育成事業
- (3) 国際交流分野における医療・介護・社会福祉に関する普及啓発事業
- (4) 目的を同じくする他の団体との連携事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、その事業活動に積極的に参画するために入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

族が役員の数全体の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任及び解任
- (6) 役員の職務及び報酬
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をも

って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下に同じ）によって、総会に出席し、表決することができる。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にある場合、又はオンライン会議システムによる出席者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により理事会の場に来られない理事は、第27条第4項に規定するネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に出席し、表決することができる。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に関与することができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、理事会の議決を経、総会において報告しなければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

る。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	石岡 桜子
副理事長	于 航 YU HANG
理 事	王 哲 WANG ZHE
監 事	中村 沙夜

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員(個人・団体) 5,000円 賛助会員(個人・団体) 10,000円

(2) 年会費 正会員(個人・団体) 12,000円 賛助会員(個人・団体) 1口20,000円

(1口以上)

役員名簿

（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 国際交流計画機構

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名	(フリガナ)	報酬の有無	役職名等
		氏名		
1	理事	イシオカサクラコ	無	理事長
		石岡 桜子		
2	理事	ウコウ ユハン	無	副理事長
		于 航 YU HANG		
3	理事	オウテツ ワンゼ	無	
		王 哲 WANG ZHE		
4	監事	ナカムラ サヤ	無	
		中村 沙夜		
5				
6				
7				
8				
9				
10				

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人 国際交流計画機構

1 事業実施の方針

令和7年度は、国際交流分野事業を中心に行なう。それらの事業のPDCAを行ないながら、今後の当法人の運営に活かせる土台を作る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【1450】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
国際交流分野における文化交流サポート事業	関係する国への相互訪問及びその交流のサポート	9月 10月	中国等 アジア各国	5人	交流事業参加者	50名	580
国際交流分野における青少年育成・人材育成事業	青少年向け留学相談会 (留学内容・留学方法等)	8月、 9月	関東近県	2人	国際交流に関心のある若い世代	25名	250
国際交流分野における医療・介護・社会福祉に関する普及啓発事業	国内外の事業者及び個人に対する医療、介護、社会福祉に関する調査研究及び情報提供	8月、 9月、 10月、 11月、	東京都千代田区 中国等 アジア各国	3人	医療・介護・福祉従事者及び事業者	25名	250
目的を同じくする他の団体との連携事業	地方公共団体、学校、民間企業との連携	適宜、当法人の説明会開催	関東近県	4人	説明会参加者	40名	370

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人 国際交流計画機構

1 事業実施の方針

令和8年度は、国際交流分野事業を中心に行なう。それらの事業のPDCAを行ないながら、今後の当法人の運営に活かせる土台を作る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【1700】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
国際交流分野における文化交流サポート事業	関係する国への相互訪問及びその交流のサポート	4月 10月	中国等 アジア各国	5人	交流事業参加者	50名	638
国際交流分野における青少年育成・人材育成事業	青少年向け留学相談会 (留学内容・留学方法等)	7月、 8月	関東近県	2人	国際交流に関心のある若い世代	25名	320
国際交流分野における医療・介護・社会福祉に関する普及啓発事業	国内外の事業者及び個人に対する医療、介護、社会福祉に関する調査研究及び情報提供	5月、 7月、 9月、 11月、	東京都千代田区 中国等 アジア各国	3人	医療・介護・福祉従事者及び事業者	25名	335
目的を同じくする他の団体との連携事業	地方公共団体、学校、民間企業との連携	適宜、当法人の説明会開催	関東近県	4人	説明会参加者	40名	407

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

令和7年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 国際交流計画機構

(単位:円)

科目	金額	小計・合計
[A] 経常収益		
1 受取会費		1,087,000
正会員受取会費	187,000	
賛助会員受取会費	900,000	
2 受取寄附金		0
受取寄附金		
施設等受入評価益		
3 受取助成金等		0
受取補助金		
4 事業収益		2,100,000
国際交流分野における文化交流サポート事業 収益	800,000	
国際交流分野における青少年育成・人材育成事業 収益	800,000	
国際交流分野における医療・介護・社会福祉に関する普及啓発事業 収益	250,000	
目的を同じくする他団体との連携事業 収益	250,000	
5 その他の収益		0
受取利息		
経常収益計		3,187,000
[B] 経常費用		
1 事業費		0
(1) 人件費		
給料手当	0	
役員報酬	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		1,450,000
消耗品費	60,000	
通信費	60,000	
地代家賃	200,000	
旅費交通費	800,000	
印刷製本費	120,000	
広告宣伝費	120,000	
会議費	90,000	
減価償却費	0	
事業費計		1,450,000
2 管理費		0
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		408,000
消耗品費	12,000	
通信費	36,000	
地代家賃	0	
旅費交通費	120,000	
印刷製本費	60,000	
広告宣伝費	60,000	
減価償却費	0	
水道光熱費	120,000	
管理費計		408,000
経常費用計		1,858,000
当期経常増減額 [A] - [B] ...①		1,329,000
[C] 経常外収益		
固定資産売却益		
過年度損益修正益		
経常外収益計		0
[D] 経常外費用		
固定資産売却損		
災害損失		
過年度損益修正損		
経常外費用計		0
当期経常外増減額 [C] - [D] ...②		0
税引前当期正味財産増減額 ①+② ...③		1,329,000
法人税、住民税及び事業税 ...④		70,000
設立時正味財産額 ...⑤		
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤		1,259,000

令和8年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 国際交流計画機構

(単位:円)

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		1,087,000
正会員受取会費	187,000	
賛助会員受取会費	900,000	
2 受取寄附金		0
受取寄附金		
施設等受入評価益		
3 受取助成金等		0
受取補助金		
4 事業収益		2,100,000
国際交流分野における文化交流サポート事業 収益	800,000	
国際交流分野における青少年育成・人材育成事業 収益	800,000	
国際交流分野における医療・介護・社会福祉に関する普及啓発事業 収益	250,000	
目的を同じくする他団体との連携事業	250,000	
5 その他の収益		0
受取利息		
経常収益計		3,187,000
【B】 経常費用		
1 事業費		0
(1) 人件費		
給料手当	0	
役員報酬	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		1,700,000
消耗品費	72,000	
通信費	72,000	
地代家賃	200,000	
旅費交通費	960,000	
印刷製本費	144,000	
広告宣伝費	144,000	
会議費	108,000	
減価償却費	0	
事業費計		1,700,000
2 管理費		0
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		489,600
消耗品費	14,400	
通信費	43,200	
地代家賃	0	
旅費交通費	144,000	
印刷製本費	72,000	
広告宣伝費	72,000	
減価償却費	0	
水道光熱費	144,000	
管理費計		489,600
経常費用計		2,189,600
当期経常増減額【A】-【B】・・・①		997,400
【C】 経常外収益		
固定資産売却益		
過年度損益修正益		
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		
固定資産売却損		
災害損失		
過年度損益修正損		
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		997,400
法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤		1,259,000
次期繰越正味財産額③-④+⑤		2,186,400

特定非営利活動法人 国際交流計画機構 設立趣旨書

現代社会では、国際化や多様性の中で相互理解を深める取り組みがますます重要になっています。特に、国際教育、文化交流、青少年交流は、次世代の育成や世界各国との連携を進める上で不可欠な活動です。

私たちの法人は、国内外の教育機関や文化・芸術、スポーツに関心を持つ関係機関と連携し、学校交流、文化芸術交流、スポーツ交流等を通じた情報共有や意見交換を促進することで、グローバルな視野の拡大と国際理解の深化、ひいては教育・文化の振興に寄与することを目指します。さらに、学校現場における交流活動を拡充し、学生の国際感覚や学習意欲を育む取り組みを推進してまいります。

また、現代においては、高齢化の進行や医療資源の偏在といった医療福祉分野の問題も深刻化しており、日本はこの分野で先進的な研究と実践を積み重ねてきました。これらの成果や課題解決の方法を国内外に発信（普及啓発活動）することで、世界中の人々が医療や福祉について心配せずに安心して暮らせる社会の実現にも貢献できると考えています。私たちは、国際交流の枠組みの中で、必要に応じて医療福祉に関する先進的な知見も補完的に取り入れ、全体として持続可能な社会の発展を支援する所存です。

以上の理念に基づき、当法人は公益性と透明性を重視し、営利目的では実現しにくい国際的な連携や学術・文化振興を推進するため、設立に至りました。

申請に至るまでの経緯

令和7年5月13日 特定非営利活動法人 国際交流計画機構 設立総会開催

令和7年5月13日

設立代表者

氏名 石岡 桜子